

諮問番号：諮問第 284 号

答申番号：答申第 284 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市早良福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 令和 5 年 7 月 8 日に交通事故に遭い、同年 8 月 31 日まで入院した。同年 9 月からは仕事ができず、自宅療養している。
- (2) 令和 5 年 9 月及び 10 月は、保険会社から休業損害に対する保険金（以下「休業損害保険金」という。）として 200,000 円ずつ入金があったものの、同年 11 月は入金がなく、生活が困窮したため、同年 12 月に生活保護（以下「保護」という。）を申請した。
- (3) その後、令和 5 年 12 月 19 日に、同年 11 月分及び 12 月分として、休業損害保険金 400,000 円（以下「本件収入」という。）の入金があった。
- (4) 本件処分においては、本件収入全額が収入認定されたが、このうち 200,000 円は、既に保護受給前の令和 5 年 11 月分の生活費として、家賃、光熱費等に充ててしまっている。そもそも当該 200,000 円は同年 11 月に入金予定であったものであるから、収入認定から除外すべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分の適用及び決定額、返還対象期間については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、法第63条の適用に違法又は不当な点がないか否かという点にあるので、以下判断する。

(1) 返還対象決定額及び返還対象期間（資力の発生時点）について

法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高等裁判所令和元年7月25日判決参照）。

審査請求人は、本件収入のうち200,000円分については、保護受給前の令和5年11月分の生活費として、家賃、光熱費等に充てており、本件処分により収入と認定されたことが不服である旨を主張しているのに対し、処分庁は、費用の返還は、ある月に受領した全額を収入として認定する考え方であり、本件収入が何月分の休業補償金であるかにより取扱いが変わるものではない旨を主張している。

そこで、返還額の決定に係る判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討すると、処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）により、返還対象決定額及び返還対象期間並びに自立更生費の控除の検討を適切に行っていることが認められるほか、審査請求人の経済状況を踏まえた上で本件処分の決定を行っていることもうかがえ、返還額の決定の判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところは見当たらない。

したがって、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

(2) その他

その他、本件処分について、違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和7年6月12日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年8月7日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

また、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、自立更生費を本来の要返還額から控除して返還額を決定して差し支えないとされている（問答集問13-5答(2)）。

本件についてこれをみると、審査請求人は、令和5年12月5日から保護を開始され、同月15日付けで本件収入に係る保険会社からの通知があり、同月19日に本件収入として合計400,000円が振り込まれている。本件収入は令和5年11月分及び同年12月分の2か月分の休業補償金であるが、これらを同年12月の収入として認定したことは、次官通知及び問答集により適切に判断されたと認められる。

また、本件収入は、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)の「保険金」に該当することから、法第63条の規定による返還対象額は、本件収入のうち、収入の合算額8,000円を超える392,000円となる。

さらに、処分庁は、審査請求人の自立更生費について検討した結果、就労のために購入した原動機付自転車代の70,000円を自立更生費として認めている。

したがって、返還対象額392,000円から自立更生費70,000円を控除した322,000円に相当する保護費について、返還を求めることとしている。

そして、処分庁は、令和5年12月15日から令和6年7月31日までの間、審査請求人に対し、保護費として322,000円以上を支給していることが認められる。

よって、処分庁が、審査請求人は資力があるにもかかわらず保護を受けたとして、法第63条に基づき、本件収入400,000円のうち必要経費等を控除した322,000円の返還

を求めたことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 鶴 利絵

委員 谷本 拓也